

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特定任期付職員業績手当を廃止することにしました。
- 2 特定任期付職員及び特定任期付企業職員に対し勤勉手当を支給することにしました。
- 3 管理職員特別勤務手当の支給範囲を改めることにしました。
- 4 特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めることにしました。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)